

# 医師臨床研修推進特区

都道府県名：

神奈川県

申請主体名：

小田原市

区域の範囲：

小田原市の全域



特区の概要：

平成 16 年 4 月から医師卒後臨床研修が必修化されることに伴い、地方公務員の臨時的任用期間に関する規制の特例を導入し、卒後の 2 年間で臨時的任用職員として雇用し、研修プログラムに基づく 2 年間を通じた臨床研修を行うことにより、臨床研修必修化の目的である全人的な医療を提供できる優秀な医師を養成する。

また、研修を修了した有能な医師が地域医療に従事することにより、地域医療の水準向上を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 地方公務員に係る臨時的任用期間の延長



【市立病院全景】



【研修医室】